

令和3年度熊本県外国人技能実習生等入国時待機費用支援補助金のご案内

【事業目的】

県内事業者等が雇用する外国人技能実習生等を海外から受け入れる際、新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後14日間の待機や公共交通機関の不利用などに対応した場合に、追加的に負担する経費を支援します。

補助事業者（申請者）

熊本県内に所在する事業所において外国人技能実習生等を雇用する法人又は個人

《対象となる外国人技能実習生等の在留資格》

- ①技能実習 ②特定技能

※監理団体及び登録支援機関は申請できません。

補助対象経費・補助金額

外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において県内事業者等が負担する次に掲げる経費のうち、令和2年7月29日以降に外国人技能実習生等の入国が完了し、かつ交付申請日までに県内事業者等において支払いがなされたもの（消費税及び地方消費税に相当する額は除く。）。

〔補助対象経費〕

外国人技能実習生等が入国後に要請される14日間の待機期間中の宿泊施設（ホテル、旅館等）の宿泊費（室料）	宿泊日数の上限は15泊16日												
水際対策として公共交通機関不利用を求められている期間において、県内事業者等（申請者）が雇用する外国人技能実習生等の移送を行うための車両借上費（レンタカー等）、燃料費及び有料道路通行料金	入国時の利用空港によって下記が補助対象経費の上限額												
	<table border="1"><thead><tr><th>利用空港</th><th>1人当たり上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>成田国際空港</td><td>14,000円</td></tr><tr><td>東京国際空港（羽田空港）</td><td>13,000円</td></tr><tr><td>中部国際空港</td><td>8,000円</td></tr><tr><td>関西国際空港</td><td>7,000円</td></tr><tr><td>福岡空港</td><td>2,000円</td></tr></tbody></table>	利用空港	1人当たり上限額	成田国際空港	14,000円	東京国際空港（羽田空港）	13,000円	中部国際空港	8,000円	関西国際空港	7,000円	福岡空港	2,000円
利用空港	1人当たり上限額												
成田国際空港	14,000円												
東京国際空港（羽田空港）	13,000円												
中部国際空港	8,000円												
関西国際空港	7,000円												
福岡空港	2,000円												

※上記以外の場合はご相談ください。

〔補助金額〕

補助率：補助対象経費の4/5以内

上限：1事業者当たり100万円かつ外国人技能実習生等1人当たり10万円

申請期間

申請受付は令和3年6月10日（木）から開始しますが、申請が集中するのを避け、受付から補助金支払いまでを速やかに行うため、受付を当面2回に分けて実施します。事業者の皆様は申請時期の分散にご協力をお願い致します。

なお、その後の受付期間につきましては、改めてお知らせいたします。

第1回	令和3年 6月10日（木）～令和3年 7月23日（金）※必着
第2回	令和3年 8月6日（金）～令和3年 9月24日（金）※必着

申請方法

郵送（感染症対策のため原則として郵送のみとさせていただきます。）

◎郵送は、簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付して下さい。

◎やむを得ない事情などで郵送が難しい場合は事務局まで事前にご相談ください。

提出書類

(1) 交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェックシート ・ 交付申請書（別記第1号様式） ・ 交付申請書（別記第1号様式）別紙
(2) 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書（別記第2号様式）
(3) 在留資格及び入国日を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カードの両面の写し ・ 交付年月日と入国日が異なる場合には、パスポートのスタンプ（上陸許可の認印）の写しを併せて添付
(4) 対象者が県内の事業所で雇用する外国人技能実習生等であることを証する書類	<p>技能実習生の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習計画認定申請書（第2面まで、認定番号入り）の写し ・ 技能実習計画認定通知書の写し <p>特定技能の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パスポートの指定書のページの写し ・ 雇用契約書の写し
(5) 検疫所に待機場所（宿泊場所）を申告した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康カードの写しや質問票の写し、本邦活動計画書の写し等
(6) 補助対象経費の支払証拠書類（領収書等の写し）	<p>宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要事項（外国人技能実習生等ごとの氏名、宿泊期間、宿泊施設名、一人当たりの宿泊費用、支払者、支払日）がわかるものの写し <p>※監理団体等が立替払いした場合は、①「監理団体等から申請者宛に発行された領収書（明細書）の写し」及び②「宿泊施設から監理団体等宛に発行された領収書（明細書）の写し」を添付</p> <p>※①、②のいずれかに必要事項が記載されている必要があります。</p> <p>交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要事項（外国人技能実習生等ごとの氏名、車両（レンタカー等）の借上げの事実や借上費、燃料費、有料道路通行料金、支払者、支払先、支払日）がわかるものの写し <p>※監理団体等が立替払いした場合は、必要事項が記載されている「監理団体等から申請者宛に発行された領収書（明細書）の写し」を添付</p>
(7) 交付請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付請求書（別記第5号様式） ・ 通帳の表紙を開いた見開きでカタカナでの名義・口座番号等が記載されているページの写し

申請先・お問合せ先

熊本県外国人技能実習生等入国時待機費用支援補助金 事務局
（熊本県中小企業団体中央会）

〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町4-19（TM10ビル3階A号室）

電話：096-288-0417 FAX：096-288-0419

受付時間 午前：9時～12時 午後：13時～17時（土日祝・年末年始除く）

※申請書の様式等は令和3年6月10日（木）以降、中央会のホームページに掲載予定です。